

「散策ガイドえどぶら」企画・制作業務委託
に係るプロポーザル実施要領

令和 8 年 4 月
江 戸 川 区

1 目的

江戸川区（以下、「区」という。）は、江戸川や荒川といった大河川に囲まれ、公園面積も23区で第1位を誇る水と緑の豊かな街である。また、花火・風鈴・扇子等といった下町ならではの歴史や文化が受け継がれている。

こうした自然や情緒あふれる街並みを、区外の方や外国人観光客等、多くの方々に知っていただくため、区の魅力や見どころ、歴史・文化、区にゆかりのある人物等を掲載した紹介冊子を発行し、区のイメージアップと誘客を図る。同時に、区民にも区の良さを再発見してもらう契機とし、住んでいる街への愛着と誇りを醸成させていく。

制作にあたっては、広く応募者を募り、価格のみによらず、企画力、技術力、実績等の観点を踏まえた選定を行う、公募型のプロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 事業名

「散策ガイドえどぶら」企画・制作業務委託

(2) 履行期間

業務委託締結の日から令和9年2月末日まで

(3) 事業内容

別紙仕様書（案）のとおり

(4) 契約概算額（上限見積額）

10,670,000円（消費税10%相当額込）

※見積額が区の示す予定金額（上限見積金額）を上回る場合は、プロポーザル審査の対象外とする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 東京都又は江戸川区から指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 最近1年間に、国税又は地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は第2条第6号の規定に該当していないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年10月1日施行)別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (6) 過去10年間(平成28年～令和7年)に本業務と類似の業務の受託実績を有していること。

4 プロポーザルの実施手順

(1) 実施スケジュール ※応募状況により、日程を変更する場合がある。

募集の周知（区HPで公開）	令和8年4月3日（金）
質問受付	令和8年4月9日（木）まで
質問への回答（区HPで公開）	令和8年4月15日（水）予定
企画提案書の受付	令和8年4月23日（木）午後5時まで
一次審査（書類審査）	令和8年5月15日（金）
二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和8年5月25日（月）
審査結果通知	令和8年6月上旬

(2) 質疑及び回答

参加希望事業者は、令和8年4月9日（木）までに、本要領及び仕様に関する事項について、質問を行うことができる。その場合、電子フォームにて担当課あてに「質問書（様式3）」を提出することとする。質問に対する回答は、4月15日（水）までに区ホームページ上に公表する（ただし、質問者名は非公表とする）。

5 参加の手続き

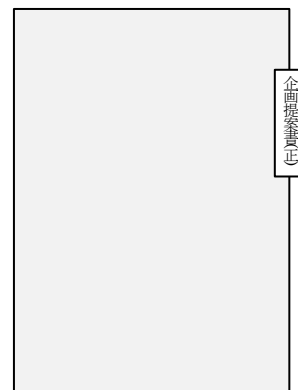
(1) 提出書類

3に定める参加資格を満たす参加希望事業者は次の書類を一括して提出すること。

提出書類	様式	部数等
① 参加申込書	様式1	1部
② 企画提案書	任意	8部（正本1部、副本7部）
③ 見積書 （経費内訳）	様式2	8部（正本1部、副本7部） ・業務内容の項目別に積算及び根拠を示した内訳書を添付すること
④ 事業者概要	任意	8部（正本1部、副本7部） ・会社概要、パンフレット等
⑤ 法人登記簿謄本	原本	1部 ・受付日前3カ月以内に発行された履歴事項全部証明書
⑥ 財務諸表	写し	1部 ・直近3年分の貸借対照表及び損益計算書（決算書）
⑦ 納税証明書	原本	各1部 ・「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明 ・法人事業税、法人住民税を滞納していないことの証明 ・いずれも、受付日前3カ月以内に発行されたもの
⑧ 他自治体等における本業務と類似の契約実績に関する書類	写し	1部 ・契約書等、業務内容が分かるもの

(2) 提出書類の留意事項

- ・ 正本：会社名・代表者の役職・氏名を記入し代表者印を押印すること。
- ・ 副本：事業者が特定できないように社名、ロゴマークの記載、押印等提案事業者が類推できる表記は一切行わないこと。会社概要や成果物等にそれらが記載されている場合、塗りつぶし等の対応をすること。
- ・ 提出書類②・③・④：正本・副本ごとに、右記例のように書類名を記したインデックスを付すこと。



(3) 企画提案書について

① 様式

A 4判縦・20 ページ以内（一部A 3判資料折り込み可）とし、横書き・左綴じとする。また、両面印刷とし、通しのページ番号を付けること。

② 構成

以下、(ア)～(オ)の順に業務内容等の事項を記載して作成すること。

- (ア) 冊子を制作する上での基本的な考え方、活用方法、期待される効果等
- (イ) 外国人の来訪者を想定した効果的な紙面構成や発信方法の提案
(英語及びやさしい日本語版を制作すること)
- (ウ) 紙面全体のレイアウト案・構成案（台割表等）
- (エ) その他、作成に関する独自の提案・アイデア等
- (オ) 業務の実施体制（業務に携わる者の氏名、役割分担、人員配置等）
- (カ) 実施スケジュール（取材、制作、編集、校正、印刷・製本、納品等）
- (キ) 過去の類似実績の経歴およびその概要がわかる資料（成果物）

(4) 提出期限及び提出方法

- ① 提出期限：令和8年4月23日（木）午後5時
- ② 提出方法：SDGs推進部広報課シティプロモーション係に持参

6 選定方法

(1) 選定委員会の設置

契約候補者の選定にあたっては、選定委員会（以下、「委員会」という。）を設け、提出された書類を用いて審査し、本業務に最も適していると認められる契約候補者を選定する。また、その他必要な事項はSDGs推進部長が定める。なお、委員会は非公開とする。

【選定委員会構成】

委員長：SDGs推進部長

委員：ともに生きるまち推進課長、産業振興課長、文化課長、水とみどりの課長

(2) 審査基準

別紙のとおり

(3) 第一次審査（書類審査）

提出された提案書類を用いて、提案内容を評価するものとし、評価結果が上位の応募

募者を第二次審査対象事業者として選出する。

第一次審査の結果は、事業者の連絡担当者に対し、個別に電話及び郵送で通知する。

なお、評価結果が上位の応募者には、第二次審査の案内を通知に同封する。

(4) 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

第二次審査対象事業者による企画提案内容についてのプレゼンテーションの後、質疑応答を行い、提案内容の評価を行う。算出した総合得点により、最優秀者及び次点者を選定する。最優秀者を契約候補者とし、最優秀者の辞退等の理由により協議が整わない場合は、次点者を契約候補者とする。

- ① プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は15分以内、合計35分以内を予定する。
- ② 参加人数は、業務責任者及び業務担当者の4名以内とする。
- ③ 業務責任者及び業務担当者が提出した企画提案書に基づく説明を行うこと。なお、プロジェクター等の機材を使用したスライドによる説明を可とする。
- ④ プレゼンテーションにおいて、パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、プロジェクター及びスクリーンは区で準備するが、パソコン、その他の機材は第二次審査対象事業者において用意すること。

(5) 結果の公表

第二次審査の結果を区ホームページ上に公表する。なお、審査結果について、電話等による問い合わせには応じない。

(6) 留意事項

- ① 提案書類の提出を受けてから契約候補者の決定までの間、区は必要に応じて参加者に対し、聞き取り調査を行うことがある。
- ② この要領の公開日以降、区が提供する機会等を除き、選定委員及び選定に関係する区職員等に対して、本件提案に関する接触（質疑を含む。）はできない。やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

7 参加の辞退

参加希望事業者は、5に定める方法による申込をしてから契約候補者の決定があるまでの間、参加辞退書（様式4）により、辞退の理由を付して、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

8 失格事由

次のいずれかに該当した場合又は該当することが判明した場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 上記3に定める参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公正性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 上記6(6)②に定める接触があった場合
- (6) 前各号に定めるほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

9 契約内容の調整等

最優秀者と詳細な仕様を協議し、確定させたいうで契約を締結する。なお、協議が不調の場合、次点者と交渉を行う。

10 その他留意事項

- (1) 本業務の履行に関する一切の費用については、参加事業者の負担とする。
- (2) 応募に必要な書類・資料等は、必要に応じて配布する。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (4) 提出された企画提案書等については、返却しない。
- (5) 参加事業者は、参加申込書の提出をもって、本要領等の記載内容に同意したものとみなす。

11 担当課（問い合わせ先）

江戸川区SDGs推進部広報課シティプロモーション係

所 在：江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所本庁舎南棟3階1番

電 話：03-5662-0323（直通）